報告第30号

議案第80号～第82号

令和８年１１月１６日

令和８年１２月定例議会

条例関係議案等の概要資料

報告第３０号

鈴鹿市廃棄物の処理及び清掃に関する条例の一部改正について

環境部廃棄物対策課

１　改正理由

廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正に伴い、本条例において必然的に改正を要する規定整備を行ったものである。

２　改正内容

引用する法律の条項ずれを改める。（第１２条関係）

３　施行期日

公布の日

議案第８０号

鈴鹿市印鑑条例の一部改正について

地域振興部戸籍住民課

１　改正理由

地方公共団体情報システムの標準化に関する法律を踏まえ、印鑑登録事務に係る情報システムの標準化を実施するため、印鑑登録原票の調製に関する取扱いを改めるほか、所要の規定整備を行おうとするものである。

２　改正内容

（１）　印鑑登録原票の調製の方法は、磁気ディスクとする。（第６条関係）

（２）　印鑑登録証を亡失した場合の手続並びに印鑑登録を廃止しようとする場合の手続及び印鑑を亡失した場合の手続に関する規定整備を行う。

（第９条、第１０条関係）

（３）　印鑑登録の抹消に関する規定整備を行う。（第１２条関係）

（４）　その他所要の規定整備を行う。

３　施行期日

令和９年１月４日

議案第８１号

鈴鹿市職員給与条例等の一部改正について

１　改正理由

令和８年人事院勧告等に鑑み、国及び他の地方公共団体との均衡を図るため、国等の取扱いに準拠し、給与の改定を行おうとするものである。

２　改正内容

（１）　鈴鹿市職員給与条例関係

ア　一般職及び特定管理職員について、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

（ア）　一般職

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 126.25	100 分の 128.75	100 分の 127.5
勤勉手当	100 分の 106.25	100 分の 108.75	100 分の 107.5

（イ）　特定管理職員

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 106.25	100 分の 108.75	100 分の 107.5
勤勉手当	100 分の 126.25	100 分の 128.75	100 分の 127.5

イ　再任用職員の一般職及び特定管理職員について、期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

（ア）　再任用職員(一般職)

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 71.25	100 分の 73.75	100 分の 72.5
勤勉手当	100 分の 51.25	100 分の 53.75	100 分の 52.5

（イ） 再任用職員（特定管理職員）

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 61.25	100 分の 63.75	100 分の 62.5
勤勉手当	100 分の 61.25	100 分の 63.75	100 分の 62.5

ウ　行政職給料表について、9,300 円から 33,200 円までの範囲で引き上げる。

エ　教育職給料表について、10,500 円から 34,700 円までの範囲で引き上げる。

オ　特殊勤務手当について、災害出動手当の支給額の上限を 720 円引き上げる。

また、消防職員が緊急消防援助隊として出動した場合に、災害出動手当と同様の支給額とする緊急消防援助隊出動手当を新設する。

	改正前	改正後
災害出動手当額	日額 2,160 円以内の額	日額 2,880 円以内の額

カ　教職調整額について、支給率を 100 分の 10 まで段階的に引き上げる。

改正適用年度	改正後の給料月額に乗じる率
現行（改正前）	１００分の４
令和８年度	１００分の５
令和９年度	１００分の６
令和 10 年度	１００分の７
令和 11 年度	１００分の８
令和 12 年度	１００分の９
令和 13 年度	１００分の１０

（２） 一般職の任期付職員の採用等に関する条例関係

ア　特定任期付職員の給料表について、14,000 円から 19,000 円までの範囲で引き上げる。

号給	改正前	改正後
1	405,000 円	419,000 円
2	455,000 円	470,000 円
3	508,000 円	525,000 円
4	574,000 円	593,000 円

イ　特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当の支給率をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 96.25	100 分の 98.75	100 分の 97.5
勤勉手当	100 分の 88.75	100 分の 91.25	100 分の 90.0

（３）　鈴鹿市会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例関係

ア　フルタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率（限度）をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 126.25 以下	100 分の 128.75 以下	100 分の 127.5 以下
勤勉手当	100 分の 106.25 以下	100 分の 108.75 以下	100 分の 107.5 以下

イ　パートタイム会計年度任用職員に係る期末手当及び勤勉手当の支給率(限度)をそれぞれ年間 0.025 月分（合計 0.05 月分）引き上げる。

	改正前	改正後	
区分	現行	令和８年 12 月期	令和９年６月期及び 12 月期
期末手当	100 分の 71.25 以下	100 分の 73.75 以下	100 分の 72.5 以下
勤勉手当	100 分の 51.25 以下	100 分の 53.75 以下	100 分の 52.5 以下

３　施行期日

公布の日（一部令和９年４月１日）

※　遡及適用

- 給料表の改定は、令和８年４月１日から適用する。
- 次の改定は、令和８年 12 月１日から適用する。
  - 一般職及び特定管理職員の期末手当及び勤勉手当
  - 特定任期付職員の期末手当及び勤勉手当
  - 会計年度任用職員の期末手当及び勤勉手当の上限

議案第８２号

鈴鹿市後期高齢者医療に関する条例の一部改正について

健康福祉部福祉医療課

１　改正理由

令和８年１１月１３日、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例が一部改正され、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に係る傷病手当金の支給等に関する規定が削除された。

このことから、本市の条例において定める後期高齢者医療の事務から、当該傷病手当金に係る申請書の受付に関する規定を削除しようとするものである。

２　改正内容

本市が行う後期高齢者医療の事務から、三重県後期高齢者医療広域連合後期高齢者医療に関する条例附則第７条の傷病手当金の支給に係る申請書の提出の受付に関する事務を削る。（第２条関係）

３　施行期日

公布の日